

くらしめーる

- 「送りつけ」は直ちに処分可能です！
- 高齢者に多い「自宅の売却トラブル」
- [無料貸出]** 自動通話録音機のご案内

相談窓口

受付時間：平日 9:30～16:30

TEL 439-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町 3-12-1 市立保健センター3F

事例

アナログ回線に
戻す契約のはずが
サポート契約に

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約 3 千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。(70歳代 女性)

出典：「見守り新鮮情報第 398 号」独立行政法人国民生活センター



- 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。
- 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者にお問い合わせましょう。
- 困ったときは、すぐに**消費生活センター**等にご相談ください。

[illegible]

一方的に送り付けられた商品は

直ちに処分可能に！

～ 廃棄、使用、売却しても可 ～



特定商取引法が改正されました。令和3年7月6日以降、注文や契約をしていないのに、一方的に送り付けられた商品は消費者が直ちに処分することができる(※1)ようになりました。

もちろん、支払い義務ありません。海外から送り付けられた商品にも適用されます。

(※1) 今までは消費者は、送り付けられた商品を受領日から14日間(送り付けた業者に引き取りを依頼した場合は7日間)は保管する必要がありました。



＝MEMO＝

全国の消費生活センター等に寄せられる「送り付け商法」の相談件数は年間約3,000件前後でしたが、2020年度は6,670件(2019年度3,087件、2018年度2,733件)と前年度の2.2倍に増加しました。2021年度は減少傾向にあります。

今後も「代引き」の送り付けにご注意ください！

被害に遭わない為の5つのポイント

- 1) 代引きで注文した時は、家族間で情報共有しましょう。
➡ 「いつ、いくら、何が、どこから届くのか？」
- 2) 受取人が不在で、受取を頼まれていない時は配送業者にいったん持ち帰ってもらいましょう。
➡ 受取保留(受取拒否ではなく、受取をいったん保留にしてもらいます)
- 3) 届いた商品に添付されている送り状をしっかりと見て、宛名・住所・電話番号等に誤りがないかを確認しましょう。
- 4) 冬、特に年末年始は魚介類の送り付け商法が増える季節なので注意しましょう。
- 5) 支払い義務があると誤解して支払った場合は返還請求できますが、交渉が困難なケースが多くあります。不安な時は支払う前に消費生活センターへご相談ください。

自宅を売却する契約は、 クーリングオフできません



消費者が不動産会社に自宅を売却する場合には、宅地建物取引業法に定めるクーリングオフ(※1)ができず、売買契約が成立すると無条件で契約を解除することができません。

不動産取引は高額な取引が多く、違約金の額も高くなりますので今後の生活に大きな支障が生じる恐れがあります。相談事例を読んで問題点を一緒に考えましょう。

(※1) 宅地建物取引業法第37条の2、不動産のクーリングオフは不動産の売主が宅地建物取引業者である場合にしか適用されません。

事例1) 長時間の勧誘を受け、説明もなく書面も渡されないまま強引に売却契約。

事例2) 有利な話があると長時間勧誘され売却と賃貸借の契約。

事例3) 強引に安価な売却契約をさせられ、解約には高額な解約料が発生。

事例4) ウソの説明を信じて、自宅の売却と賃貸借の契約。

事例5) 自宅を売却後、住宅のシロアリ駆除費用を請求された。

問題点

- ・ 迷惑な勧誘、長時間の勧誘やウソの説明を受けた消費者が望まない契約。
- ・ 消費者が契約内容等に理解が不十分のまま契約。
- ・ 判断能力が低下している消費者が契約。後日、家族が気付いてトラブルに。
- ・ 自宅売却後に住宅の修理費用等の費用負担を求められることも。

アドバイス

- ◆ よくわからない点、納得できない点があれば解決するまで契約しない。
- ◆ 勧誘が迷惑だと思ったらきっぱり断り、今後の勧誘も断りましょう。
- ◆ 不安な気持ちがあれば契約前に必ず信頼できる人に相談しましょう。

老後に自宅を売って、同じ家に賃貸で住むメリットとデメリットは何か？しっかり考えよう。



用語解説「リースバック契約」とは？

自宅を売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続けるという不動産取引のことです。売却して得られた額を老後の生活資金に充てられるというメリットはありますが、自宅の売却金額が物件相場より安くなることや、賃貸借契約の更新を断られることもありますので注意が必要です。

「リースバック契約」の

《相談者の半数が70才以上です》

高齢者の自宅の売却トラブルにご注意！



＜振り込め詐欺・還付金等詐欺＞

特殊詐欺から財産を守ろう！

岸和田市では市民の振り込め詐欺・還付金等詐欺などの特殊詐欺被害防止を図るため、特殊詐欺対策機器（自動通話録音機）を無料で貸出します。

【機能概要】

- ・着信時、通話を録音する旨の警告メッセージ機能
- ・自動録音機能

【貸出概要】

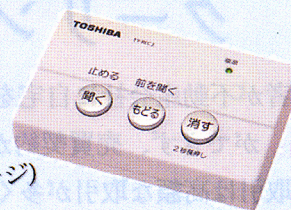
対象者：市内にお住まいの65才以上の方で貸出を希望される方（1世帯に1台）

貸出台数：100台（申込多数の場合は抽選となります）

申込受付：11月1日（月）～11月30日（火）、自治振興課で受付（郵送可）

申請書は自治振興課で配布。ホームページからダウンロードも可。

問い合わせ先：岸和田市市民環境部自治振興課 電話 072-423-9436



（機器イメージ）



暮らしの法律



「誤配で届いたリンゴを高齢の父が食べてしまった。弁償しなければならない？」

問）高齢の父が宅配で届いたリンゴを食べてしまいました。隣家宛ての荷物でした。父が弁償しなければならないのでしょうか？

答）お父さんが、誤配であると明確に認識した上で食べてしまったということでなければ法的に問題はないと思われます。民法703条に不当利得という規定があります。これには、法律上の原因なく他人の財産や労務によって利益を受け、他人に損失を及ぼしたものはその利益の存する限度において返還する義務を負う、とされています。誤配されたリンゴは「他人の財産」です。ただ、条文には「その利益の存する限度において」という規定があります。食べてしまったのですからもう「その利益」が存在しません。食べていないリンゴは返還する義務がありますが、食べてしまった部分については返還や価額弁済の義務はありません。学説の多くはお父さんに過失があっても責任はない、という立場が有力です。ただし、社会儀礼上、隣人に謝る必要はあるでしょう。大手宅配業者のサイトには、宅配業者の契約相手（通常は送り主）に対して、事前に申告された金額（責任限度額）の範囲で損害賠償に応じる旨の約款があります。宅配業者が本来の受取人に対して誤配を陳謝する等の対応をしてくれることが多いようです。（出典：国民生活2021年6月号）

相談窓口

消費生活センター

受付時間：平日9:30～16:30

電話番号 439-5281（相談専用）

平日16:30～17:00でお急ぎの場合
大阪府消費生活センターでも受付可能です
06-6616-0888（大阪府消費生活センター）

●週末相談（年末年始除く10:00～16:00）

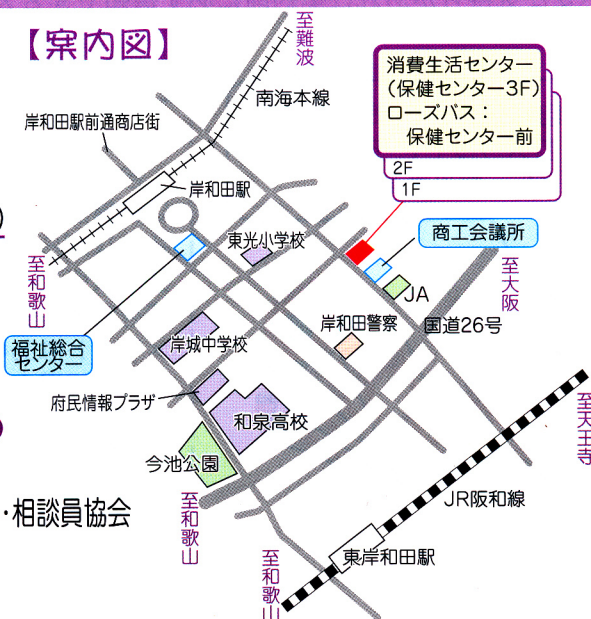
土曜日／06-4790-8110

（公益社団法人）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日／06-6203-7650

（公益社団法人）全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。